



2021年5月13日

会 社 名 SCSK株式会社

代表者名 代表取締役 執行役員 社長 谷原 徹

最高執行責任者

(コード番号 9719 東証第一部)

問合せ先 広報部長 大友 秀晃

(TEL. 03-5166-1150)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の2021年3月期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2021 年 4 月1日付で、これまで事業全般を執行する役割としていた執行役員について、当社グループ全体の事業執行を担う「執行役員」と各事業領域の業務執行を担う「業務役員」とに区分し、それぞれの役割と責任を明確にすることを目的とする制度の改定を行っており、当制度改定を踏まえ、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日

定款変更のための株主総会日 : 2021 年 6 月 23 日(予定) 定款変更の効力発生日 : 2021 年 6 月 23 日(予定)

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第19条 (条文省略)	第1条~第19条 (現行どおり)
第4章 取締役、取締役会 <u>及び</u> 執行役員	第4章 取締役、取締役会 <u>、</u> 執行役員 <u>及び業務役員</u>
第20条~第29条 (条文省略)	第20条~第29条 (現行どおり)
第30条(執行役員及び役付執行役員) 1. 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、 当会社の業務を分担して執行させることができる。な お、執行役員の選任、身分、職務等については、取 締役会において定める執行役員規程による。	第30条(執行役員及び役付執行役員 <u>並びに業務役員</u>) 1. 取締役会は、その決議によって執行役員 <u>及び業務</u> 役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員 <u>及び業務役員</u> の選任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員 規程 <u>及び業務役員規程</u> による。
2. 取締役会は、その決議によって <u>社長執行役員</u> を 定めるほか、 <u>副社長執行役員、専務執行役員、常務</u> <u>執行役員</u> その他の役付執行役員を定めることができ る。	2. 取締役会は、その決議によって <u>執行役員 社長</u> を定めるほか、 <u>執行役員 副社長、執行役員 専務、執行役員 専務</u> 、 <u>執行役員 常務</u> その他の役付執行役員を定めることができる。
第31条〜第37条及び附則 (条文省略)	第31条~第37条及び附則 (現行どおり)

以上